



緊急就労支援事業実施要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等を支援するため、長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、長野県や市町村、関係機関・団体等と協働で取り組む緊急就労支援事業の実施方法について定める。

2 実施団体

事業の実施主体は、県社協とする。

※本事業は「長野県あんしん未来創造プロジェクト」として実施する。

3 協力団体

長野県、市町村、市町村社会福祉協議会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県NPOセンター、長野県生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県共同募金会、日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会、長野県長寿社会開発センター、長野県農業協同組合中央会、長野県みらい基金、その他趣旨に賛同する団体

4 支援対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等で、生活就労支援センター（まいさぼ）又は長野県福祉人材センター（以下「まいさぼ等」という）に登録を行った者とする。

5 事業所への助成

支援対象者を時給 900 円以上かつ 2 か月以上の期間で雇用した事業所に対して、6 により助成を行う。ただし、雇用形態は問わない。

6 助成額

雇用開始日から 2 か月までを助成対象期間とし、この期間内の賃金の 2/3 とする。ただし、上限を 192,000 円とする。

7 支援の流れ

- ① 支援を希望する者は、まいさぼ等に相談・登録する。
- ② まいさぼ等の支援員は、まいさぼ等が把握する求人事業所の情報を紹介し、必要に応じてハローワークへ同行するなどの就労支援を行う。
- ③ 支援対象者を雇用する事業所は、雇用契約を行うとともに、まいさぼ等へ「受入承諾書」を提出する。
- ④ まいさぼ等は県社協に「利用申請書」に「受入承諾書」を添えて提出する。
- ⑤ 事業所は、雇用から 2 か月が経過したのち、支払った賃金に対する「助成金申請書」をまいさぼ等に提出する。
- ⑥ まいさぼ等は「助成金申請書」の内容を確認し、「利用報告書」に添えて県社協に提出する。

8 助成金の交付

- ① 県社協は提出された「利用報告書」の内容を確認し適正と認めた場合、助成金を指定された

金融口座に振り込む。

- ② 県社協は「利用報告書」の内容を確認するため、必要に応じて支援対象者や事業所に照会を行うことがある。
- ③ 県社協は「利用報告書」の内容に不正や著しく不適切な内容があった場合、助成金を交付しない。また、返還を求める。

9 実施期間 令和2年6月1日から

10 財 源 協力団体の出資金及び県民等からの寄付金等による

11 基金の造成

- (1) 名 称 長野県あんしん未来創造基金
- (2) 基金の目的 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等を支援する緊急就労支援事業
- (3) 口座名義 銀行名等 八十二銀行長野南支店 (普通) 408306
口座名義 長野県あんしん未来創造基金
- (4) 基金の管理 長野県社会福祉協議会

12 問合せ先

- 長野県社会福祉協議会
(相談事業部 あんしん創造グループ TEL026-226-2035)
(総務企画部 企画グループ TEL026-228-4244)
- 生活就労支援センターまいさぼ (24 か所)
- 長野県福祉人材センター (4 か所)

